

中学校1年生の総合的な学習における著作権教育について

—授業実践と生徒の意識変容の調査—

甲斐 章義・嶋本 雅宏・江草 洋和
鶴木 毅・川中 裕美子・濱賀 哲洋

我が校の中学校1年生の総合的な学習では「学び方を学ぶ」をテーマに学習を進めている。その中で2003年度からこの中学校1年生の総合的な学習に著作権の学習を取り入れている。2007年度と今年度とでアンケート調査を行い、この著作権の学習によってどのくらいの生徒に意識の変容がみられるのか、また著作権に関する意識のどのような因子にこの学習が変容をもたらしているのかを調査した。その結果、学習の前後で「著作権の意識化」という因子で有意な差が顕著にみられたので報告をする。

1. はじめに

我が校では2003年度から文部科学省研究開発校の指定を受けて2008年度までの計6年間、「すべての教科を通して実践する科学教育サイエンスプログラム」を進めてきた。また今年度からは新たに「クリティカルシンキング」を柱とする新たな研究開発に取り組み始めている。一方で我が校の総合的な学習は、1998年度から中学校における「総合的な学習の時間」の構成についての研究と実践をはじめ、2000年度からは中学校から高等学校までを見通した「総合的な学習」のカリキュラム開発と実践を目的とする研究組織をつくり、その研究実践活動を続けてきている。その内容も研究開発に伴い科学的な視点をより深める内容へと深化してきた。

中学校1年生における「総合的な学習」は「学び方を学ぶ」をテーマに、中学校・高等学校6ヵ年の第1段階として自己学習力の基礎となる「学ぶ方法」を学ぶことと「探究的な態度」を育むことを目標に様々な学習活動をカリキュラム化して行っている。（具体的な学習内容は2）を参照されたい。）これらの学習活動を行っていく中で、著作権を含む情報モラルの問題は年間を通して重要な指導内容のひとつとなる。特に1学期中頃から始まる「本の紹介」と2学期末から始まる調べ学習に伴うWebページの作成では著作権に配慮した指導が必要となる。このような著作権に関する指導は当然、必要に応じて随時行うことになるが、「あれはだめ」、「これもだめ」と禁止するばかりでは教育的ではないし、著作権の正しい理解ばかりでなく多面的なものの見方や科学的なもの見方にもつながらない。まずは著作権の意義や意味をしっかり理解させることがこの時期には重要である。それができて初めて図書館の本やインターネット上の情報などの著作物に正しく接することができるようになり、また自発的に正しく行動することができるように

なると考えている。また、中高6ヵ年の最初のこの時期に著作権の学習を取り入れることで、今後の学習活動を円滑に進めることができるようになる。以上の理由から中学校1年生の「総合的な学習」に著作権学習を取り入れることとしている。

2. 実践内容

我が校では総合的な学習の学習内容についてカリキュラム化が進められており、中学校1年生の総合的な学習についても1年間の学習内容がひとつの流れとして定められている。授業は近年では複数の教師がTTでその1年間を担当することが多くなっている。もちろん年によって担当する教師には入れ替わりがある。したがって著作権教育を実践するにあたって教師側の著作権教育に対する敷居を低くすることも考慮に入れた。つまり著作権に関する知識の多少に関わらず授業実践ができるような内容にすることを考えたのである。

1学期中頃から「本の紹介」という学習活動に入る。生徒自身が選択した科学の本に書いてある内容をまとめてWebページにまとめ、クラスメートに紹介するという活動である。この活動で生徒には以下の点に注意させながら作業を行わせている。

- ①本の中の文章をそのまま写し取らないこと。内容を把握した上で、自分なりの文章で自分なりの表現をすることで、本の内容を紹介すること。
- ②本の中の図や写真は使用しない。図で解説する場合や概念図をかく場合は、ペイントソフトを用いて、自分なりの表現で作成すること。手書きしたものをスキャナで読み込みことは可とするが、本の中の図や写真を取り込むことは不可。

ここでは、上記の事項が著作権に配慮したものであることは伝えるが、著作権の正しい認識につながるような

授業はまだ行わない。これは年間のカリキュラムの流れに配慮したものであり、また作業の中のどの部分が該当するのかを作業を行う前では具体的にイメージしにくいであろうという考えからでもある。著作権の意義や意味を理解させるための授業はこのホームページ作成が終わった後、2学期初めの時期に行う。この時期に行う理由はふたつ考えられる。ひとつは前述したようにこれより前では具体的にイメージしにくいということである。ふたつめは今後のカリキュラムの流れを考えるとこの時期にすることで、その後の指導に役立つということがあげられる。

著作権についての授業は具体的に次のような展開で行われる。

1時間目では、まずは生徒に身近な例を挙げながら、理屈ではなく心情的な部分で著作権の必要性を感じ取らせる。その上で『著作権を考える童話』をプリントにしたものを配布し、まずは一通り全体を読ませた上で、その中の設問について考えさせ、その内容をWord文書にまとめさせる。『著作権を考える童話』は「著作権の広場」<http://www.cozylaw.com/>にあるものを毎年著作者の許諾を得て著作権学習初年度から使用している。生徒が書いたWord文書は一度ネットワーク経由で提出させる。

2時間目から3時間目にかけては1時間目に引き続いて、『童話』の中の設問に答えさせるのであるが、授業のはじめに前時で提出された感想や意見から代表的なものを紹介する。前時のWord文書に追加する形で意見や感想を記入させ、完成したものをネットワーク経由で提出させる。

4時間目では、1時間目の初めに考えた著作権の必要性や意義について、提出してきた生徒の意見を参照しながらもう一度復習する。その上で実際の著作権についての学習を始める。どの教員でも学習が進められるように事前に準備してあるプレゼンテーションを利用して学習を進める。学習する内容は次の通りである。

- 著作権の種類について
- 著作権の正しい使い方
- 著作物が自由に使える場合について
- 著作権 Q&A

著作権 Q&A では様々な場面を想定しクイズ形式で質問しながら授業を進めている。最後にこれらの学習した内容をふまえ、もう一度著作権の意義や意味、その存在理由について考えさせ、さらにはこれからの学習活動の中でどのような行動をとっていかないといけないのかを考えさせている。

3. 調査方法について

(1) 授業とアンケート調査の実施について

まず生徒の著作権に対する意識の現状を調査するためにアンケート調査を行った。上で述べた著作権の学習を行った後にもう一度同じアンケート調査を行い、授業実践の効果と生徒の意識の変容について調査した。概要は以下に示す通りである。

2007年度調査

- 調査対象 中学校1年A組(41人)
- 第1回アンケート実施時期 9月中旬
- 授業 9月下旬から10月初旬にかけて4時間
- 第2回アンケート実施時期 著作権学習の最後の時間

2009年度調査

- 調査対象 中学校1年A組(41人)
- 第1回アンケート実施時期 11月
- 授業 11月下旬から12月にかけて4時間と1月に1時間
- 第2回アンケート実施時期 1月の著作権学習の後

2007年度と2009年度とでは調査対象となった生徒も異なれば、授業を実施した教師も異なる。また授業を実施した時期も異なっている。カリキュラム化してあるにも関わらず授業の実施時期が異なるのは、2009年度に限って学校行事など様々な要因が重なりカリキュラムの進度が大きく遅れたためである。

(2) アンケート項目について

この調査をするにあたり、生徒の現状、授業実践の効果と生徒の意識の変容を確認するための設問として、山本朋弘・清水康敬¹⁾のものを使用し、さらにそこにいくつか付け加えた。使用した理由は、論文の中で設問の持つ因子が明確に分析されているからである。設問に対する選択肢は3つあるいは4つとした。実際に行ったアンケートの設問は以下の14項目である。

1. ポスターやパンフレットを作るときに、マンガのキャラクターを使ってよいと思いますか。
①よい ②いけない
③形をかえるなどの条件があればよい
④マンガのキャラクターの宣伝になるのだからよい
2. かべ新聞に、友だちの作文を勝手に載せてもいいでしょうか。
①よい ②いけない ③良い作文ならよい
④先生がいいといえはかまわない
3. 社会科の調べ学習で、工場からもらったパンフレットの製品ができるまでを説明した文章を、自分でコピーしてクラスみんなに配ってもいいでしょうか。
①いけない ②学校の勉強のためならよい
③無料の資料だからよい

4. 調べ学習のために、図書室にある方言の本を借りたけど、書いた人の許可がなくてもいいでしょうか。
①よい ②いけない ③先生に確認すればよい
5. 調べたことをまとめる学習で、図書館の本に書いてあったことをそのまま写すようにした。どのくらい写してもよいのか。
①全部写してよい。 ②いけない
③必要な内容だけならよい
6. 友だちの書いた文章や作文をまねて発表してもよいと思いますか。
①よい ②まねるのはよいがそれを発表してはいけない ③まねること自体がいけない
7. 他の人の作品を使うときに、作った人に許可をもらうようにした方がよいと思いますか。
①必ずした方がよい ②するようにした方がよい
③特別な場合を除いてしなくてもよい
④しなくてもよい。
8. 音楽のCDをMDやCD-Rなどにダビングしてもよいと思いますか。
①よい ②自分が聴くためだけならよい
③いけない
9. 友だちが作った美術や技術の作品などを大切にしていると思いますか。
①している ②していない ③だいたいしている
④していないことが多い。
10. 掲示してあるポスターやパンフレットを大切にしていると思いますか。
①大切にしている ②していないこともある
③していない
11. あなたは著作権についてくわしく知っていると思いますか。
①よく知っている ②だいたい知っている
③少ししか知らない ④まったく知らない
12. あなたは日頃から著作権に気をつけていると思いますか。
①よく気をつけている ②たまに気がつかないことがある ③あまり気をつけていない
④まったく気をつけていない
13. コピーしたり印刷したりするときに、著作権に気をつけていると思いますか。
①よく気をつけている ②たまに気がつかないことがある ③あまり気をつけていない
④まったく気をつけていない
14. 著作権を守ることは大切なことだと思いますか。
①強くそう思う ②だいたいそう思う
③少しそう思う ④まったくそう思わない

山本朋弘・清水康敬¹⁾によると、設問11, 12, 13, 14が第1因子である「著作権の意識化」を問う設問、設問9, 10が第2因子である「著作権の尊重」を問う設問、設問1, 5, 8が第3因子である「違法な複製」を問う設問、設問6, 7が第4因子である「許諾の必要性」を問う設問となっている。

(3) アンケートの処理

アンケート結果を統計的に処理していくために数値化を行った。具体的には各設問の選択肢に0から1の数値を等分に割り当てることとした。割り当て方は以下の通りである。

設問1. ①0 ②1 ③1/3 ④2/3

設問2. ①0 ②1 ③1/3 ④2/3

設問3. ①1 ②1/2 ③1

設問4. ①1 ②0 ③1/2

設問5. ①0 ②1/2 ③1

設問6. ①0 ②1 ③1/2

設問7. ①1 ②2/3 ③1/3 ④0

設問8. ①0 ②1 ③1/2

設問9. ①1 ②0 ③2/3 ④1/3

設問10. ①1 ②1/2 ③1

設問11. ①1 ②2/3 ③1/3 ④0

設問12. ①1 ②2/3 ③1/3 ④0

設問13. ①1 ②2/3 ③1/3 ④0

設問14. ①1 ②2/3 ③1/3 ④0

これらの数値化したデータを基に統計的処理を行った。まず個々の生徒の変容を調べるために各生徒ごとに第1回アンケート調査のデータと第2回アンケート調査のデータの1対のデータでt検定による両側検定を行い、それぞれの調査での平均値の有意差を調べた。次に授業実践の効果と生徒の意識の変容を調べるために設問ごとに第1回アンケート調査のデータと第2回アンケート調査のデータの1対のデータでt検定による両側検定を行い、それぞれの調査での設問ごとの平均値の有意差を調べた。

4. 2007年度の調査結果

2007年度のアンケート調査の集計結果は次の表1および表2の通りである。生徒ごとのデータ処理の結果を表3に示す。さらに設問ごとのデータ処理の結果を表4に示す。

生徒ごとのデータ(表3)を見ると平均値が上昇した生徒が41人中31人おり、多くの生徒で意識の変容が見られ、授業実践の効果が認められる。平均値が同じまたは減少した9名についても有意差は認められず、逆に上昇した31人中14人に有意差が認められることから授業実践の効果があったといえる。

設問ごとのデータ（表4）を見ると設問10以外で平均値の上昇が見られ、設問10については平均値が下降しているものの有意差は認められない。顕著な有意差が認められるものが6項目あり、特に「著作権の意識化」と「違法な複製」の項目にあたるものに集中していることがわかる。

第1回アンケート調査結果（表1）

設問	1	2	3	4	5	6	7
①	4	0	13	21	0	1	34
②	30	38	26	9	24	14	6
③	5	0	1	10	16	25	0
④	1	2	0	0	0	0	0

8	9	10	11	12	13	14
2	29	30	2	8	11	26
32	0	9	13	18	11	13
6	11	1	24	11	13	0
0	0	0	1	3	5	0

第2回アンケート調査結果（表2）

設問	1	2	3	4	5	6	7
①	0	0	33	27	3	1	38
②	41	40	8	7	11	16	2
③	0	0	0	7	27	24	1
④	0	1	0	0	0	0	0

8	9	10	11	12	13	14
4	34	31	2	8	14	39
36	0	8	33	25	18	2
0	7	2	6	8	8	0
0	0	0	0	0	1	0

生徒ごとのデータ処理の結果（表3）

	値の比較	そのうち有意差が認められるもの
1回目と2回目で平均値が上昇したもの	31	14
平均値が変わらなかったもの	2	0
平均値が下降したもの	7	0

設問ごとのデータ処理の結果（表4）

	1	2	3	4	5
第1回平均値	0.808	0.983	0.650	0.650	0.700
第2回平均値	1.000	0.992	0.900	0.738	0.788
変化	○	○	○	○	○
t検定	0.001	0.323	0.000	0.280	0.164
有意差	○		○		

	6	7	8	9	10
第1回平均値	0.663	0.950	0.875	0.908	0.863
第2回平均値	0.688	0.967	0.913	0.942	0.850
変化	○	○	○	○	×
t検定	0.660	0.534	0.498	0.160	0.812
有意差					

	11	12	13	14
第1回平均値	0.467	0.592	0.567	0.9
第2回平均値	0.633	0.667	0.692	0.983
変化	○	○	○	○
t検定	0.000	0.027	0.020	0.006
有意差	○	○	○	○

（注）変化の欄は第1回平均値より第2回平均値が上回っている場合が○、同じ場合が△、下回っている場合が×となっている。t検定の欄はt検定の結果求められた確率を表している。有意差の欄はt検定の結果10%水準で有意差が認められるものに○をつけてある。

5. 2009年度の調査結果

次に2009年度のアンケート結果を示す。2009年度のアンケート調査の集計結果は次の表5および表6の通りである。生徒ごとのデータ処理の結果を表7に示す。さらに設問ごとのデータ処理の結果を表8に示す。

2009年度の生徒ごとのデータ（表7）を見ると41人中24人が平均値が上がっている。そのうち有意差が認められるものが6人おり、授業実践の効果が上がっていると判断できる。しかし、2007年度に比べると数値は下がっており、さらには平均値が下がっている生徒11人中2人に有意差が認められるのは大きな課題である。

2009年度の設問ごとのデータ（表8）を見ると平均値が上がっているものもあれば下がっているものもある。しかし有意差が認められるものだけを見れば設問3以外はすべて平均値が上がった設問であることがわかる。設問3については次で述べる。

第1回アンケート調査結果（表5）

設問	1	2	3	4	5	6	7
①	6	0	29	19	3	1	30
②	30	39	8	4	15	17	9
③	4	0	3	17	22	22	1
④	0	1	0	0	0	0	0

8	9	10	11	12	13	14
5	30	27	0	7	9	31
24	1	12	19	17	13	9
11	9	1	19	14	15	0
0	0	0	2	2	3	0

第2回アンケート調査結果（表6）

設問	1	2	3	4	5	6	7
①	1	0	21	25	0	3	29
②	36	38	10	2	13	17	8
③	3	0	9	13	27	20	3
④	0	2	0	0	0	0	0

8	9	10	11	12	13	14
4	5	28	34	5	8	12
36	24	0	6	22	27	20
0	11	11	0	13	5	6
0	0	1	0	0	0	2

生徒ごとのデータ処理の結果（表7）

	値の比較	そのうち有意差が認められるもの
1回目と2回目で平均値が上昇したもの	24	6
平均値が変わらなかったもの	4	0
平均値が下降したもの	11	2

設問ごとのデータ処理の結果（表8）

	1	2	3	4	5
第1回平均値	0.783	0.992	0.825	0.688	0.738
第2回平均値	0.925	0.983	0.650	0.788	0.838
変化	○	×	×	○	○
t検定	0.054	0.570	0.018	0.088	0.103
有意差	○		○	○	

	6	7	8	9	10
第1回平均値	0.700	0.908	0.738	0.900	0.825
第2回平均値	0.675	0.883	0.738	0.892	0.925
変化	×	×	×	×	○
t検定	0.675	0.520	1.000	0.786	0.051
有意差					○

	11	12	13	14
第1回平均値	0.475	0.575	0.567	0.925
第2回平均値	0.600	0.692	0.683	0.958
変化	○	○	○	○
t検定	0.001	0.017	0.021	0.412
有意差	○	○	○	

6. まとめ

まずは生徒ごとのデータを見る限り、この授業実践によってあるべき方向に変容している生徒が多く見られることが確認できる。特に2009年度は多くの生徒の平均値が上昇している。平均値が見かけでは下がっている生徒もその有意差が認められない程度であることから、授業の効果の高さが伺える結果となっている。一方で2009年度については多くの生徒の平均値が上昇しているが、2007年度ほどではない。有意差が認められるほど平均値が上がっている生徒の数も2007年度の14人から6人に減少している。逆に平均値が下がっている生徒の数が2007年度の7人から11人に増加している。有意差が認められる生徒も2人出てきている。

この原因として考えられることとして、授業を実施した時期があげられる。2007年度は9月末から10月初旬にかけて連続して著作権学習の授業を行うことができた。ところが2009年度は11月に一度『著作権を

考える童話』を用いた授業を行った後しばらく時間をおいた1月にプレゼンテーションを用いたまとめの授業が行われた。このようにまとめの授業まで大きく時間があるため、授業実践の効果が薄れてしまったのではないかと考えられる。

次に設問ごとのデータを見てみる。

設問全体を眺めてみる前に、設問3について述べておきたい。学校の授業における複製は2004年(平成16年)の著作権法の改正で授業における生徒自身の複製も可能となった。したがって設問3については選択肢として②を選ぶのが正しい選択となる。ところが授業で使用するプレゼンテーションを作成したのが2003年度であるため、この部分の説明が改正以前のものであった。2007年度ではこのまま生徒に説明しているため、設問3については選択肢として①を選択する生徒が多く見受けられ、その結果として平均値の上昇が見られた。しかもそこには顕著な有意差が見られるという結果になっている。2009年度では設問3については有意差がある平均値の下降という現象が見られたが、これは正しく説明が行われた結果であり、正常な現象であると解釈できる。

では設問3以外で設問ごとのデータを見てみる。

2007年度では前述した通り、設問3以外の13設問中12設問で平均値が上昇している。下がった1設問についても有意差は全く認められない。特に有意差が十分認められる程度の上昇が認められた設問をみると、第1因子「著作権の意識化」での設問すべてと第3因子「違法な複製」での3設問のうち1つである。「学び方を学ぶ」というこの総合的な学習の意図からみれば十分に成果が上がっていると判断してよいと思う。

2009年度では設問3以外の13設問中8設問で平均値の上昇が見られ、5設問で平均値が減少している。しかし減少した5設問については有意差はほとんど認められない。一方で平均値が上昇した8設問のうち明らかな有意差が認められるものが6個ある。これらの6設問の因子をみても第1因子「著作権の意識化」が3個、第3因子「違法な複製」が1個、それ以外が1個である。それ以外の1個(設問4)についてはその内容から第4因子「許諾の必要性」と判断できる。以上のことから2009年度についても十分に成果が上がっており、初期の目的を果たしていると判断できる。

このように2007年度も2009年度も十分に授業実践の効果が現れており、特に「著作権の意識化」という面で顕著な効果が認められるということがわかる。これらの授業実践は1人の教師で行われたわけではなく、複数の教師の授業実践の結果である。このことから、指導する教師によらずに効果を上げることができる著作権

学習のカリキュラムを作成するという当初の目的をこのカリキュラムが果たしているといえる。

7. 終わりに

全国で著作権教育に取り組む学校は多い。2004年の「学校における著作権教育アンケート調査」(著作権情報センター)では全体の約50%の学校で著作権を知ることが重要と答えており、約26%で教育内容として重要であると答えている。また全体の約80%の教員が著作権教育の重要性を理解しており、中学校・高等学校の約75%が何らかの形で著作権教育を実施している。ところが実践となると画一的なカリキュラムが存在せず、指導教員個々の計画で実施されているのが現状である。

我が校の総合的な学習における著作権教育は画一的なカリキュラムとして行われ、指導する教員が誰になろうとも実施可能であるように考えられているところが重要であると考えている。このたびの調査でこの著作権教育が実際に効果をあげている事が実証されたことでさらに勇気付けられた思いである。

この著作権学習を考える上でもうひとつ心がけたことがある。それは著作権教育のための著作権の学習にならないようにすることである。著作権教育をしようとするといついつい著作権を教え込もうとしてしまい、「あれはだめ」、「これもだめ」といったものに陥りやすい。そうではなく、日頃の生徒指導の中で「周りの人の気持ちになって考えよう」と生徒に指導している言葉を使って、目に見える「周りの人」だけでなく著作者という目に見えていない「周りの人」の気持ちにも寄り添ってみようという生徒への呼びかけが重要であると考えたのである。したがって、著作権教育をしようとしているのではなく単に生徒の人間形成に著作権教育を利用しようというスタンスなのである。

我が校の中学校1年生の総合的な学習における著作権教育にはまだまだ課題が山積みである。これらの課題を一つ一つクリアにしていきながらよりよいものにしていきたい。

参考文献

- 1) 山本朋弘・清水康敬『著作権教育による児童の意識の変容と授業実践の効果』(2004), 日本教育工学会論文誌
- 2) 『第1部 文部科学省研究開発校 研究開発報告 平成20年度 一中等教育における科学を支える「リテラシー」の育成を核とする教育課程の育成一』(2009), 広島大学附属福山中・高等学校中等教育研究紀要 第49巻